

県南広域振興局長告示第59号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成30年5月25日

県南広域振興局長 細川倫史

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0352500052	金ヶ崎町社会福祉協議会放課後等 デイサービス第3クレヨン	胆沢郡金ヶ崎町西根本町 85番地1	社会福祉法人金ヶ崎町 社会福祉協議会	平成30年5月1日